新規契約者に対する通信料金割引規制の緩和

現状

乗換え検討先の通信サービスの品質に不安を感じて、乗換えを躊躇

- 大手携帯電話事業者３社の寡占状態が継続している上に、通信料金の消費者物価指数が１年前に比べて10%以上上昇しており、モバイル市場の更なる競争促進が必要。
- 競争促進のためには、携帯電話事業者間の乗換えの円滑化が重要であるが、乗換え検討先の通信サービスの品質に不安を感じて、乗換えを躊躇する利用者も多い。

見直し

- 従来、**乗換えや新規で契約した利用者に限定して**通信料金割引を行うことは禁止していたが、**６ヶ月以内かつ上限２万円の範囲内で通信料金割引ができる**（※）**よう、規制を緩和**。
- これにより、利用者が乗換え検討先の**通信サービスの品質を確認しやすくなり、利用者の乗換えの検討を後押し**。

※　ただし、当該通信料金割引が適用されるのは１事業者につき１回のみ。事業者が複数のブランドでサービスを提供している場合も同様。

他の事業者が提供する通信サービスに切り替えない理由

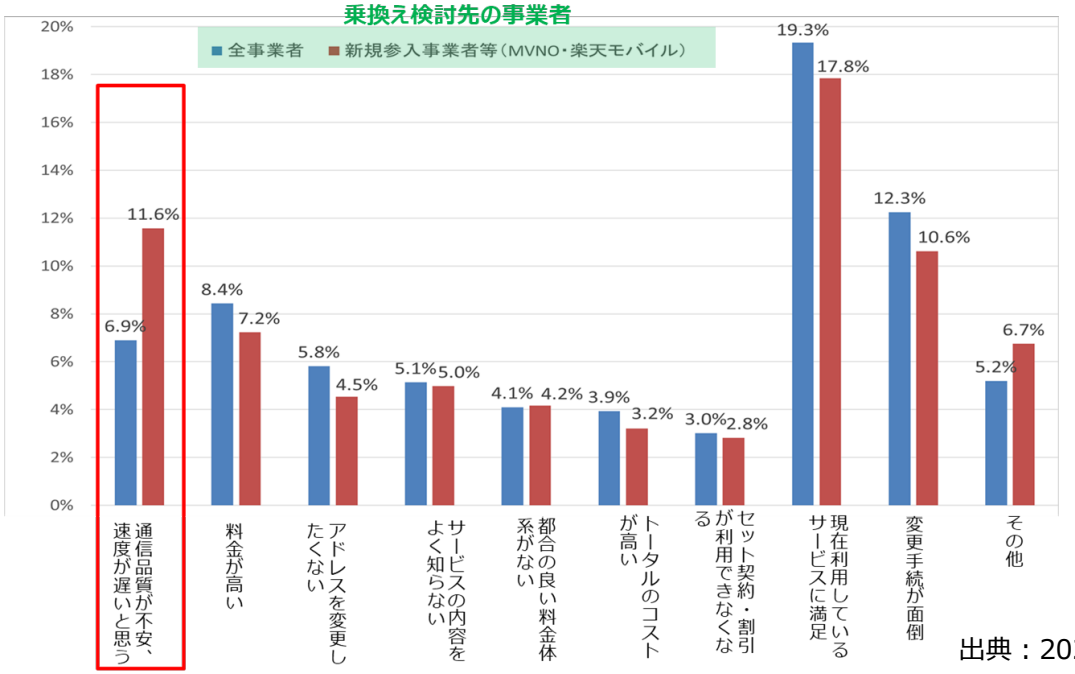

出典：2023年度利用者アンケート（電気通信市場検証会議）

端末購入プログラムにおける買取価格の算出ルールの統一化

現状

買取価格の算出における事業者の裁量が大きく、規制の趣旨を逸脱

- 令和元年以降、過度な端末値引きを規制してきたところ、端末購入プログラムにおいて買取価格を算出するにあたっては指定事業者の裁量が大きいため、事業者によって買取価格が大きく異なり、利用者が負担する端末代金を過度に抑制しているケースもある。
- 端末本来の価値を反映しない買取価格となり、本来の料金・サービス本位の競争が失われ、規制の趣旨を逸脱。

見直し

- **買取価格の算出方法を一定程度統一化**することで、携帯事業者間の適正な競争環境を確保。
- 具体的には、「端末の販売価格　×　残価率」という算出式※を用いて買取価格を算出する。

※ その他考慮事項についても、考慮することが適当であると総務省が認める場合には算出に用いる。

算定にあたっては、中古端末事業者の端末買取価格の平均額（中古端末事業者の業界団体であるRMJが公表）を使用。

端末購入プログラムとは

- ◆ 端末購入プログラムとは、利用者が端末を分割で購入し、一定期間後に契約先の携帯事業者が**その端末を中古端末として買い取ることで、端末の残りの期間**（例：24ヶ月間）**の残債を免除する仕組み**。
- ◆ 携帯事業者各社は、端末購入プログラムを提供する上で、**買取価格を算出する必要**がある。

【例】 端末購入プログラムを利用して、定価96,000円、分割期間48ヶ月（4年間）のスマートフォンを購入する場合

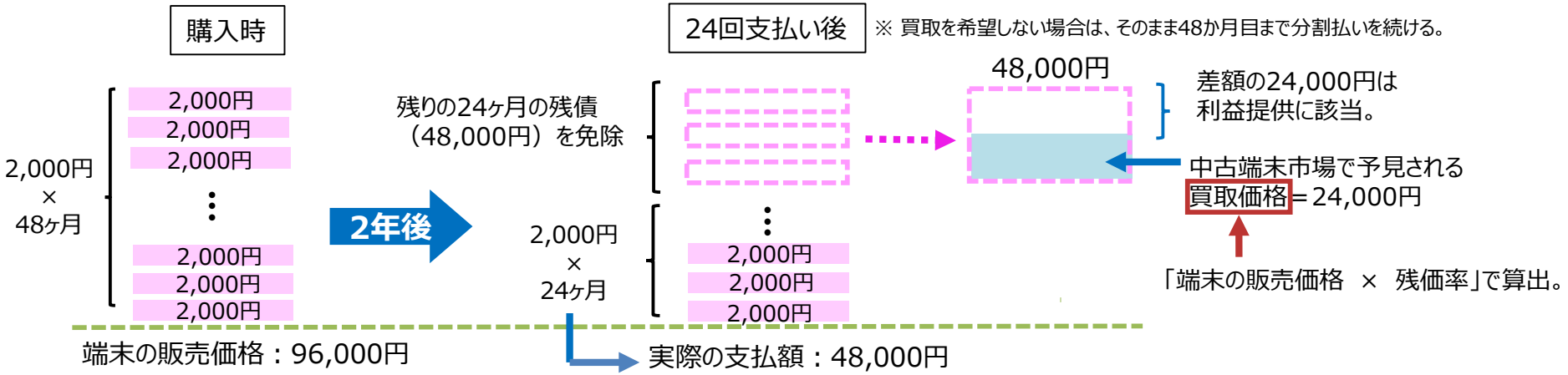

ミリ波対応端末の割引上限額の緩和

現状

ミリ波の普及とミリ波対応端末の普及は「鶏と卵」

- ５Gの普及には高周波のミリ波が重要であるが、ミリ波は、インフラ整備、端末、そしてユースケースが「鶏と卵」の関係となっており、現時点ではミリ波対応端末が十分普及していない（スマホ出荷に占めるミリ波対応端末の割合は5.2%（2023年））。
- 端末のミリ波対応には追加コストがかかるが、利用可能なエリアがまだ限られている現状では、利用者は追加コストを支払ってミリ波対応端末を購入するインセンティブが乏しい。

見直し

- 利用者がミリ波対応端末を追加負担少なく利用できるようにするため、ミリ波対応端末の**割引上限額を時限的に緩和**。
- 国内におけるミリ波対応端末と非対応端末の同機種の価格差の平均が約1.7万円であることを踏まえ、割引上限額を最大1.5万円引き上げる（割引上限額を原則4万円から5.5万円に）

端末の割引上限額

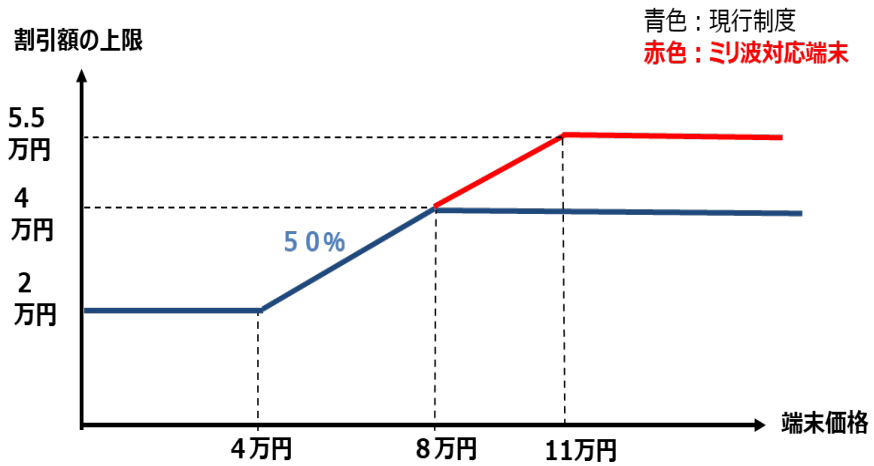

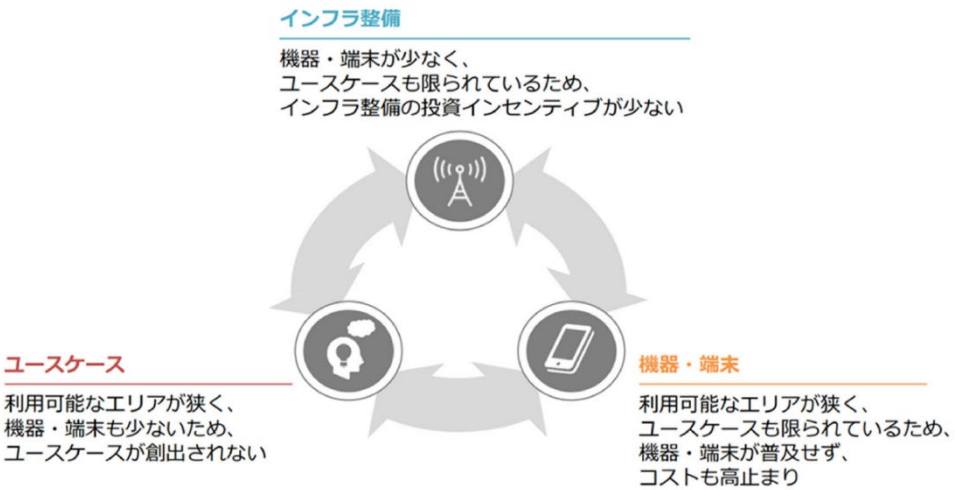

出典：５Ｇビジネスデザイン WG 報告書（2023 年７月公表）

不良在庫端末特例の見直し、通信モジュール向け通信サービスの規律対象明確化

不良在庫端末特例の見直し

現状

白ロム割の規制により、経年による端末価値低下に対応することが困難に

- 端末割引上限規制には、不良在庫端末（最終調達から一定期間が経過しても処分できていない端末）に関する特例がある。具体的には以下のとおり。

○製造が中止されていない端末
・最終調達日から24か月経過で定価の半額まで割引可能
○製造が中止された端末
・最終調達日から12か月経過で定価の半額まで割引可能
・最終調達日から24か月経過で定価の８割まで割引可能

- しかし、令和5年にいわゆる白ロム割を規制したことにより、不良在庫の処分が困難となる。
- グローバル端末メーカーは、製造中止の判断を必ずしも日本だけで決定するものではない。

見直し

不良在庫を最終処分しやすくする観点から、以下のとおり見直し。

- 製造中止有無にかかわらず、最終調達日からの期間で割引上限を規定。
- 最終調達日から36か月経過で端末割引上限規制の対象外。
- 不良在庫端末特例は、あくまでも特例として不良在庫端末を処分させることが目的であることを踏まえ、端末購入プログラムとの併用は認めない。
- 発売開始から12か月以内に最終調達となった端末は、最終調達日を発売開始から12か月後とみなす。

改正案

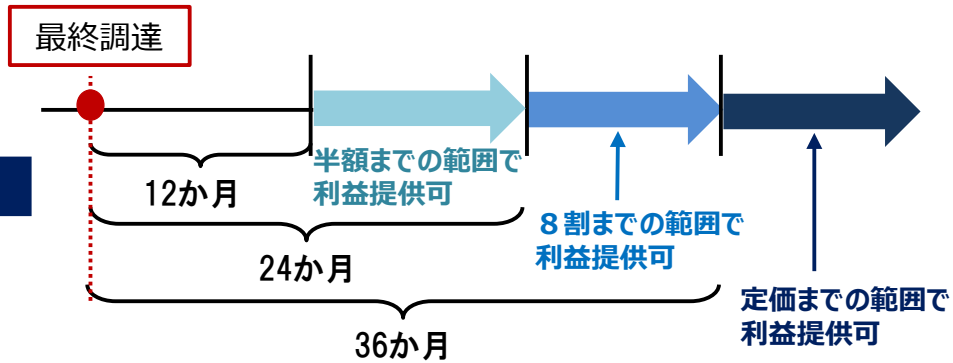

通信モジュール向け通信サービスの規律対象明確化

機能が限定的でない場合の取扱いを明確化する必要

- 電気通信事業法第27条の３では、規制対象のサービスを告示で指定しているところ、通信モジュール向け通信サービスは、携帯電話サービス等と競争環境が異なり、潜脱的行為のおそれがないサービスとして規制対象から除外されている。
- しかし、現行告示では、通信モジュールを「機能が限定的なもの」としているため、たとえ使用する場所、場面等が相当程度特定されていても、機能が限定的でないものは規律対象と解釈されるおそれがある。

- 使用する場所・場面等が相当程度特定されている通信モジュール向けの通信サービスは、携帯電話サービス等と競争環境が異なるものであり、機能が限定的でない場合も潜脱的行為のおそれがないサービスと考えられる。
- このため、**使用する場所・場面等が相当程度特定されている通信モジュール向け通信サービスは、規律対象ではないことを明確化**する。

ネットワーク利用制限の対象縮小

現状

元の利用者の瑕疵により、端末の現利用者は通信サービスを突然利用できなくなることがある

- 携帯電話事業者は、犯罪等抑止の観点から、自らが販売する端末について、不正契約や分割払いに係る債務不履行の場合に、その端末の通信サービスの利用を制限している（＝ネットワーク利用制限）。
- 元の利用者の瑕疵（端末代金未払等）により、端末の現利用者は通信サービスを突然利用できなくなることがある。

見直し

- 利用者利益の観点から、携帯事業者が**債務不履行を理由として実施するネットワーク利用制限を原則禁止**※。
- 他方、犯罪等抑止の観点から、ネットワーク利用制限に依拠しない取組（本人確認等）や、ネットワーク利用制限が許容される場合にその有効性を高めるための取組を行う。

※ 犯罪抑止等の観点から、盗難等の犯罪行為・不正契約で入手された端末等に限って利用制限を認める。

ネットワーク利用制限による問題

通常の場合

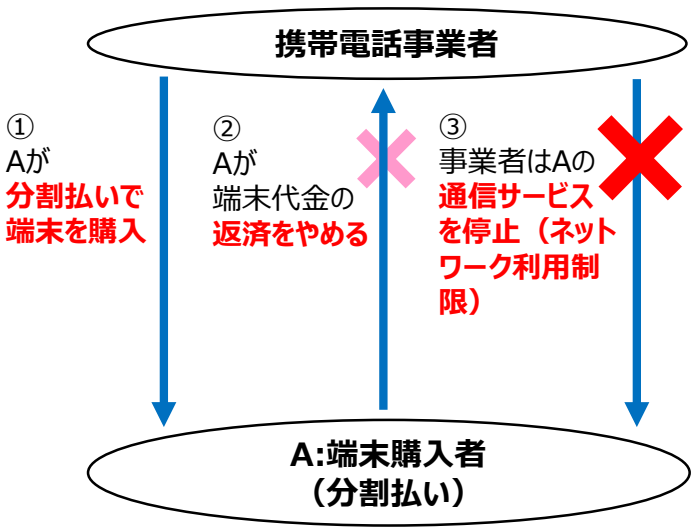
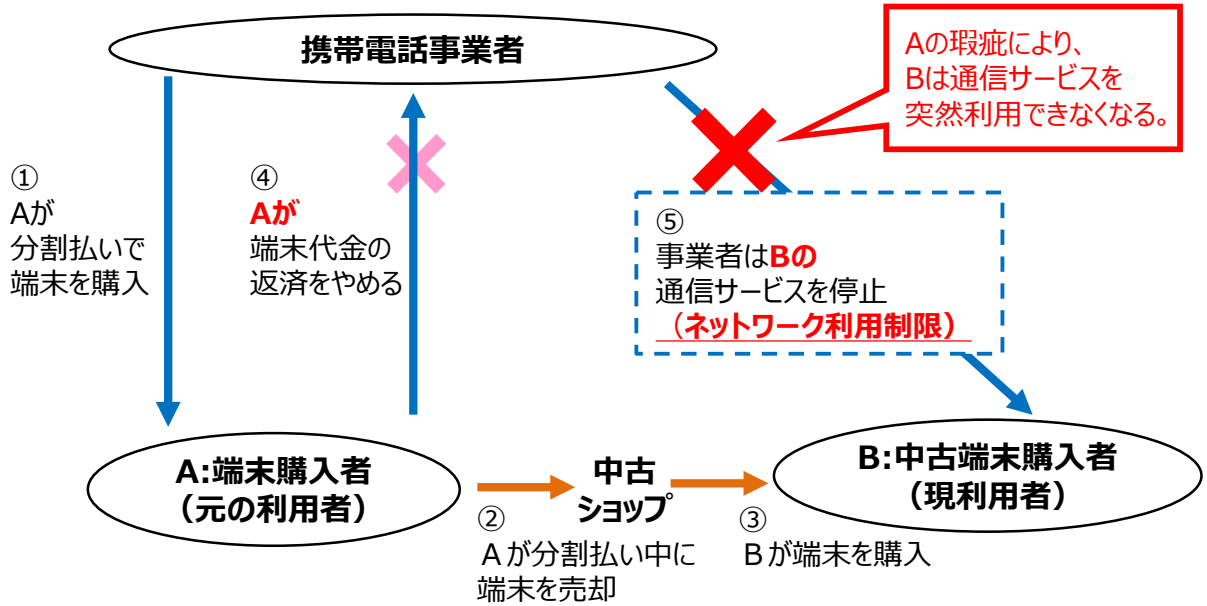
分割払い中の端末が売却された場合